別紙様式第１号

農業次世代人材投資資金申請追加資料

　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　[申請者]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　年　　　月　　　日：　　　歳）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

　京都市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

　なお、本要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを、連帯保証人の署名及び押印を添えて（※２）、誓約します。

　また、連帯保証人に対する履行の請求は、申請者に対してもその効力を生ずることに同意します。

１　メールアドレス

|  |
| --- |
|  |

２　農業を始めようと思った理由

|  |
| --- |
|  |

３　「京力農場プラン」への位置付け等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 集落又は地域名等 |  | □位置付けられている　□位置付けられる見込み |
| □農地中間管理機構から農地を借り受けている |

４　交付期間

|  |
| --- |
| 年　　　月　　～　　　　年　　　月 |

５　過去の研修等の経験（準備型交付期間）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |

６　その他

|  |  |
| --- | --- |
| 園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ） | □　加入している　　加入予定（　月）□　加入していない |
| 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） | □　給付等を受けている□　給付等を受けていない |
| 農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付 | □　交付を受けている又は受けたことがある□　交付を受けていない又は受けたことがない |
| 前年の世帯全体の所得（※１） | 　　　　　　　万円 |
| 前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入） |
|  |  |
| *※京都市の記入欄*生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無）【所見】 |

　７　連帯保証人（※２）

|  |
| --- |
| 住所氏名電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄　　　　　） |
| 住所氏名電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄　　　　　） |

添付書類

別添１：収支計画

別添２：履歴書

　　　別添３：離職票の写し（提出が可能な場合）

　　　別添４：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

　　　別添５：経営を継承する場合は、従事していた期間が５年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添６：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添７：本人名義の通帳及び帳簿の写し、前年度の確定申告書の写し

別添８：経営発展支援金交付申請書（支援金の申請を認められた場合）

別添９：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添１０：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添１１：経営開始４年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　請者の経営開始３年目の所得、収支を確認できる書類（決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等）

別添１２：個人情報の取扱い及び委任状

別添１３：農業次世代人材投資資金の交付要件チェックリスト（別紙様式第２号）

別添１４：その他必要となる確認書類（戸籍謄本、住民票、健康保険証の写し等）

（※１）「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が

　　　該当。「所得」とは、地方税法第292条第１項第13号に定める｢合計所得金額｣。

（※２）連帯保証人は、１名以上立てる。また、青年等就農計画等の変更申請で連帯保証人

　　　に変更がない場合は記入不要。

別添１

収 支 計 画

|  |  |
| --- | --- |
|  | 経営開始 |
| １年目（　年　月～　年　月） | ２年目（　年　月～　年　月） | ３年目（　年　月～　年　月） | ４年目（　年　月～　年　月） | ５年目（　年　月～　年　月） |
| 農業収入 | ○○（作目） | 経営規模 |  |  |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |  |  |
|  | 経営規模 |  |  |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |  |  |
|  | 経営規模 |  |  |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |
| 農業次世代人材投資資金（円）※ |  |  |  |  |  |
| 収入計（円） ①（資金を除く） |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 経営開始 |
| １年目（　年　月～　年　月） | ２年目（　年　月～　年　月） | ３年目（　年　月～　年　月） | ４年目（　年　月～　年　月） | ５年目（　年　月～　年　月） |
| 農業経営費(円) | 原材料費 |  |  |  |  |  |
| 減価償却費 |  |  |  |  |  |
| 出荷販売経費 |  |  |  |  |  |
| 雇用労賃 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 支 出 計（円）② |  |  |  |  |  |
| 【参考】設備投資（内容、金額） |  |  |  |  |  |
|  |
| 所得計（円）①－② |  |  |  |  |  |

＊既に農業経営を開始している場合は実績を記載

＊経営開始１～３年目は１５０万円。経営開始４～５年目は１２０万円。夫婦共同経営の場合は、

これらの額の１．５倍。

別添２

履　　歴　　書

１．氏名等

|  |  |
| --- | --- |
| (ふりがな) |  |
| 住　所 | 〒□□□－□□□□ |
| (ふりがな) |  |
| 連絡先 | 〒□□□－□□□□ |
| (ふりがな) |  | 生 年 月 日 | 年 齢 | 性別 | 電 話 番 号 |
| 氏　　名 |  | 　 年　 月 　日 |  歳 | １.男２.女 |  |
| ２．家族構成 |
| 氏　　名 | 続 柄 | 生　年　月　日 | 住　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３．学歴等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 履　　　　歴 | 年 | 月 | 学歴・職歴（各別に記入） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 年 | 月 | 免許・資格 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　別添８

経営発展支援金交付申請（実績報告）書

年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住 所：

[申請者]

氏 名：

 （生年月日：　　　　年　　月　　日：　　　 歳）

　 電話番号：

　京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第２３条第１項（※１）の規定に基づき、下記のとおり経営発展支援金の交付を申請（※２）します。

下線部（※１）は、実績報告の場合は「第７項」とする。

　　下線部（※２）は、実績報告の場合は、｢実績を報告｣とする。

記

１ 経営発展に向けた具体的な取組内容

|  |
| --- |
|  |

２ 経費の配分（実績）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組内容 | 事業費（Ａ＋Ｂ） | 経営発展支援金（Ａ） | その他（Ｂ） | 備考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 合 計 |  |  |  |  |

３ 事業完了（予定）年月日 　　　　　年　　 月　　　日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額（実績額）が確認できる見積書※１、納品書※２、領収書※２等

※１は申請時、※２は実績報告時

　別添１２

　京都市長　様

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱い確認」欄に署名をしてください。

農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体（京都市等）は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関（注） | 国、事業実施主体、都道府県、農業委員会、青年農業者等育成センター、市町村サポート体制の関係者 |

|  |
| --- |
| 個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します　　　年　　　月　　　日　　（法人・組織名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

委任状

|  |
| --- |
| 農業委員会台帳（経営農地筆別票）について |
| 農業次世代人材投資事業に係る就農状況の確認等に必要な農業委員会の台帳（経営農地筆別票）の受領・確認に係る一切の権限を交付主体（京都市）に委任します。　　　年　　　月　　　日　　委　任　者 　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

別紙様式第２号

農業次世代人材投資資金の交付要件　チェックリスト

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は事業体名

太枠内について、該当の有無をチェック欄に○、×で記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交　付 要 件 | チェック内容・確認書類 | チェック欄 |
| 申請者 | 振興センター |
| **１** | **【年齢・経営意欲】** | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 1-1 | 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満である | （２に記載される独立・自営就農の５つの要件が全て満たされた時点の年齢） | 　 | 　 |
| 　 | 1-2 | 農業経営者になる強い意欲を有している | （面接等により確認） | 　 | 　 |
| 1-3 | 地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思がある | （面接等により確認） |  |  |
| **２** | **【独立・自営就農】** | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 2-1 | 本人名義で、農地の所有権又は利用権を有している | 基本台帳写し・登記簿謄本写し・（　　　　　　　　） | 　 | 　 |
| 　 | 2-2 | 本人名義で、主要な農業機械・施設を所有又は借りている | 機械施設一覧表・契約書の写し | 　 | 　 |
| 　 | 2-3 | 本人名義で、生産物や生産資材等の出荷・取引している | 通帳の写し・本人名義の預金通帳 | 　 | 　 |
| 　 | 2-4 | 本人名義の通帳・帳簿で、農産物等の売上げ、経費支出などの経営収支を管理している | 通帳の写し・帳簿の写し・決算書の写し・確定申告書の写し | 　 | 　 |
| 　 | 2-5 | 本人が農業経営の主宰権を持っている | 経営主である農家基本台帳写し等 | 　 | 　 |
| **３** | **【経営の全部、一部継承】** | 　 | 　 | 　 |
| 該当する場合 | 3-1 | 継承する農業経営に従事して５年以内に継承して農業経営を開始している（ただし法人を継承する場合は一戸一法人に限る） | ５年以内であることを証明する書類就業証明書・卒業証明書・住民票の写し・（　　　　　　　　　　） | 　 | 　 |
| 3-2 | 新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する | 青年等就農計画の写し |  |  |
| **４** | **【青年等就農計画等】** | 　 | 　 | 　 |
|  | 4-1 | 青年等就農計画の認定を受けた者であること | 青年等就農計画認定書の写し |  |  |
| 　 | 4-2 | 計画達成が実現可能と見込まれる | 計画書の内容による審査収支計画 | 　 | 　 |
| 　 | 4-3 | 農業経営開始後５年後までに生計が成り立つ計画である | 計画書の内容による審査収支計画 | 　 | 　 |
| **５** | **【京力農場プランへの位置付けあるいは農地中間管理事業の活用】※いずれかに該当するか確認** |
|  | 5-1 | 実質化された京力農場プラン（平成３０年度以前の採択者は京力農場プラン）の中心となる経営体に位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる | 地区名（　　　　　　　　　　　) | 　 | 　 |
|  | 5-2 | 農地中間管理機構から農地を借り受けている | 農用地利用配分計画等の写し |  |  |
| **６** | **【国の他の事業による給付等】※6-2は農業法人等のみ確認** | 　 | 　 |
| 　 | 6-1 | 原則、生活費確保を目的とした国の他の事業（失業保険含む）の給付を受けていない | 健康保険証、離職票等 | 　 | 　 |
|  | 6-2 | 農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていない |  |  |  |
|  | 6-3 | 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。 |  |  |  |
| **７** | **【経営開始時期】** | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 7-1 | 農業経営開始後５年未満である（ただし、経営開始４年目以降の者が第６条の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第１９条の中間評価に準じて経営開始３年目の評価を受け、Ａ評価の者であること） | 履歴書・経営を開始した時期を証明する書類 農地基本台帳の写し・（　　　　　　　　　　） | 　 | 　 |
| **８** | **【夫婦で農業経営】****※夫婦で次の要件を満たす場合は、夫婦あわせて、1～3年目：225万円、4～5年目：180万円が支給** | 　 | 　 |
| 該当する場合 | 8-1 | 家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であると規定されている | 申請時に既に締結されていること家族経営協定の写し | 　 | 　 |
|  | 8-2 | 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りている | 農地、農業機械、設備などの経営資産が夫婦共有名義であるか | 　 | 　 |
|  | 8-3 | 夫婦共に、実質化された京力農場プラン（平成３０年度以前の採択者は京力農場プラン）の中心となる経営体に位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる | 地区名（　　　　　　　　　　　） | 　 | 　 |
| **９** | **【複数の新規就農者で農業法人を設立、共同経営】****※次の要件を満たす場合は、それぞれ、1～3年目：150万円、4～5年目：120万円が支給** |
| 該当する場合 | 9-1 | 農業法人とその新規就農者それぞれが実質化された京力農場プラン（平成３０年度以前の採択者は京力農場プラン）に位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる | 経営開始後５年以上の農業者と法人を設立する場合は対象外法人の定款・（　　　　　　　　　　） | 　 | 　 |
| **10** | **【前年の総所得の制限】** | 　 | 　 |
|  | 10-1 | 前年の世帯全体の所得が６００万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること（当該所得６００万円を超える場合で支援対象とすべき事象があると認められる場合を除く。）。 | 本人、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の所得証明等（６００万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類） |  |  |
| **11** | **【園芸施設共済等への加入】※園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合** | 　 | 　 |
|  | 11-1 | 園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること | 加入している場合は、保険証書の写し今後加入する場合は、申請書の写し等 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 総合評価 | 交付対象要件を | 満 た す 　・ 　満たさない |
| 補足説明 | 　 |

別紙様式第３－１号（令和２年度以前に承認された交付対象者）

農業次世代人材投資資金交付申請書

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

電話番号

京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第８条の規定に基づき農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年　　月　　日 |
| 今回申請する資金の対象期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年　　月　　日 |
| 前年の総所得※１　農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額※２を記載 | (ア) |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
| 今年の交付金額※３、４　経営開始初年度の場合：150万円　経営開始２年目以降の場合：　　　（350 万円－（ア））×3/5 で算出した額を記載　　　ただし、（ア）が100 万円未満の場合は150万円 | (イ) |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
| 今回の交付申請額※３　原則として（イ）の半額を記載 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
| 生活費の確保を目的とした国の事業により給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） | □　給付等を受けている□　給付等を受けていない |

※１ 経営開始初年度の場合は０円と記載すること。

※２ 地方税法第292 条第１項第13 号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。

※３ １円未満は切り捨てとする。

※４ 夫婦で受給している場合、この額の1.5 倍を記載すること。

 資金の振込口座※

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金 融機 関店 舗名 等 | 銀行　信用金庫　信用組合　労働金庫農業協同組合　信用農業協同組合連合会　農林中金 | 店・所 | 出張所 |
|  | 金融機関コード |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 預金・貯金の種類 | 普通預金・当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 郵 便 局 | 記号 |  |  |  |  |  | （当座）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （ふりがな）氏 名 |  |

別紙様式第３－２号（令和３年度以降に承認された交付対象者）

農業次世代人材投資資金交付申請書

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

電話番号

京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第８条の規定に基づき農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年月日 |
| 今回申請する資金の対象期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年月日 |
| 前年の世帯所得※１被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額※２を記載 | (ア) |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
| 今年の交付金額※３経営開始１～３年目の場合：150万円経営開始４～５年目の場合：120万円 | (イ) |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
| 今回の交付申請額原則として（イ）の半額を記載 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
| ・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（ 例：生活保護制度、雇用保険制度（ 失業手当）等）・農の雇用事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成 | * 受けている又は受けたことがある
* 受けていない又は受けたことがない
 |

※１　本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※２　地方税法第 292 条第１項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※３　夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関店舗名等 | 銀行　信用金庫　信用組合　労働金庫農業協同組合 信用農業協同組合連合会農林中金 | 店・所 | 出張所 |
|  | 金融機関コード |  |  |  |  |  |  |  |
| 預金・貯金の種類 | 普通預金･当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 郵 便 局 | 記号 |  |  |  |  |  | （当座） 番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （ふりがな）氏 名 |  |

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

別紙様式第４号

中 止 届

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第１０条の規定に基づき中止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 中 止 日 | 年　　月　　日 |
| 中止理由 |  |

別紙様式第５号

休 止 届

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、京都市農業次世代人材投資資金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき休止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止期間 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 休止理由 |  |
| 再開に向けたスケジュール | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |

　　　添付資料

　　　・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）

　　　・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

別紙様式第６号

経 営 再 開 届

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、京都市農業次世代人材投資資金交付要綱第１１条第２項の規定に基づき経営再開届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止期間 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 経営再開日 | 年　　月　　日 |
| 交付残期間 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |

別紙様式第７号

就農状況報告（独立・自営就農）

経営開始○年目・交付開始○年目（○～○月分）

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

　京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第１２条第１項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

１．独立・自営就農時期（（準備型の交付を受けた者は必須。経営開始型のみの交付対象者の場合は記載不要。）

|  |  |
| --- | --- |
| 就農年月日 | 年 月 日 |

２．営農実績報告

|  |  |
| --- | --- |
| 作物・部門名 | 作付面積（a）・飼養頭数等 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 合計 |  |
| 農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力） | 氏名 | 年齢 | 交付対象者・交付対象者との続柄（法人経営にあたっては役職） | 年間の農業従事日数※ | 担当業務 |
|  |  | 本人 |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 雇用労働力 | （人・日※） |  |

※１日の農業従事時間を８時間で換算

３．経営規模の報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 面積（a） |
| 所有地 |  |
| 経営耕地 | 借入地 |  |
|  | 内訳（平成30年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入） | 親族から |  |
| 第三者から |  |
| 特定作業受託 | 作目 | 作業内容 | 実績 |
| 作業受託面積等 | 生産量 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 作業受託 | 作　目 | 作業内容 | 実績（作業受託面積等） |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 単純計 |  |  |
| 換算後 |  |  |

　　　※　「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

４．前年の総所得（７月末を期限とする報告に限る。資金を除く。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 万円 |

　　　※準備型の交付対象者で研修終了後に独立・自営就農した者又は経営開始型で令和２年度までに承認された交付対象者が記入

５．前年の世帯全体の所得（資金含む）

※経営開始型で令和３年度以降に承認された交付対象者のみ記入

|  |  |
| --- | --- |
| 　万円 |  |
| 前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入） |
|  |  |
| ※本欄は交付主体の記入欄生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無）【所見】 |

６．農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 積み立てている |
|  | 積み立てていない |

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤

　強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金

　に算入できる制度。

７．地域のサポート体制について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 専属担当者（経営・技術） | 専属担当者（営農資金） | 専属担当者（農地） |
| 氏名又は職名 |  |  |  |

　　相談実績又は今後相談したいことについて

|  |
| --- |
|  |

８．報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記１の第７の２の（13）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

|  |  |
| --- | --- |
|  | 参加した |
|  | 参加しなかった |

 （「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加した回数 | 　　　　　　　回 |  |
| 交流会の内容（対象者、実施内容など） |  |

９．農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

　　（どちらかにチェックする。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 加入している |
|  | 加入していない |

　　（「加入している」にチェックをした場合は以下も記載する。）

|  |  |
| --- | --- |
| 加入している農業共済等の名称 |  |

１０．計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに別紙様式第２号の別添１の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画達成に向けた課題 | 改善策（課題解決に向けた改善策を具体的に記入） | 改善策の取組状況等（改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

添付書類

別添　１．作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）

　　　　２．決算書、確定申告書及び所得証明書の写し（交付期間中の７月末の報告に限る）

３．通帳及び帳簿の写し

　　　　４．農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（変更がない場合、２回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。）

　　　　５．青色申告決算書（交付期間中に農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合に限る）

６．前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付（令和３年度以降に経営開始型で承認された交付対象者のみ該当）

別添１

作業日誌

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作　業　内　容 | 作業時間 |
| 月 　　日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　　 日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
|  | 合　計 |  |

　　※　上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新　　　たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添２－１（令和２年度以前に承認された経営開始型交付対象者の場合）

決　算　書（○年）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 計　画○年目a | 実　績ｂ | 実績／計画ｂ ／ ａ |
| 農　業　収　入 | ○○（作目） | 経営規模 |  |  |  |
| 生 産 量 |  |  |  |
| 売 上 高（円） |  |  |  |
|  | 経営規模 |  |  |  |
| 生 産 量 |  |  |  |
| 売 上 高（円） |  |  |  |
|  | 経営規模 |  |  |  |
| 生 産 量 |  |  |  |
| 売 上 高（円） |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 農業次世代人材投資資金（円） |  |  |  |
| 収 入 計 ①（資金を除く）（円） |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 計　画○年目a | 実　績ｂ | 実績／計画ｂ ／ ａ |
| 農業経営費(円) | 原材料費 |  |  |  |
| 減価償却費 |  |  |  |
| 出荷販売経費 |  |  |  |
| 雇用労賃 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 支 出 計 （円）② |  |  |  |
| 【参考】設備投資（内容、金額） |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農 業 所 得 計 （円）③ ＝ ①－② |  |  |  |
| 農 外 所 得 （円）④ |  | 総所得合計（円） ③＋④ |  |

別添２－２（令和３年度以降に承認された経営開始型交付対象者の場合）

決　算　書（○年）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 計画※経営開始〇年目a | 実績ｂ | 実績／計画ｂ ／ ａ |
| 農業収入 | ○○（作目） | 経営規模 |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |
|  | 経営規模 |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |
|  | 経営規模 |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 農業次世代人材投資資金（円） |  |  |  |
| 収入計（円） ①（資金を除く） |  |  |  |
| 収入計（円） ②（資金を含む） |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 計画※経営開始◯年目a | 実績ｂ | 実績／計画ｂ ／ ａ |
| 農業経営費(円) | 原材料費 |  |  |  |
| 減価償却費 |  |  |  |
| 出荷販売経費 |  |  |  |
| 雇用労賃 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 支 出 計（円） ③ |  |  |  |
| 【参考】設備投資（内容、金額） |  |  |  |
| 農業所得計（円） ④ ＝ ①－③ |  |  |  |
| 農外所得（円）⑤ |  | 総所得（資金含む）（円）② － ③ ＋ ⑤ |  |

※計画欄には、別紙様式第１号の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

別紙様式第７－１号

作業日誌（独立・自営就農）

交付終了後○年目（○～○月分）

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

　京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第１２条第１項の規定に基づき作業日誌を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作業内容 | 作業時間 |
| 月　　週 |  |  |
| 月　　週 |  |  |
| 月　　週 |  |  |
| 月　　週 |  |  |
| 月　　週 |  |  |
| 月　　週 |  |  |
| 月　　週 |  |  |
| 月　　週 |  |  |
| 月　　週 |  |  |
|  | 合計 |  |

添付資料

・確定申告書類又は所得証明書の写し（７月の報告の際のみ添付する。）

・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

・経営発展支援金により５０万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳

　の写し（別添）

※　上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

別添

財産管理台帳

事業実施主体名（交付対象者名）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 　事業実施年度　 | 　　年度 | 農林水産省所管補助金名：農業次世代人材等事業（経営発展支援金事業） |  |
| 事業区分 | 事業の内容 | 工期（取得時期） | 経費の配分 | 処分制限期間 | 処分の状況 | 摘要 |
| 事業種目 | 事業主体 | 工種構造施設区分 | 施工箇所又は設置場所 | 事業量 | 着工年月日 | 竣工年月日又は取得年月日 | 総事業費 | 負担区分 | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承　認年月日 | 処分の内　容 |
| 国庫補助金 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。

３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第８号

離 農 届

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

農業経営を中止し、離農しますので、京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第１２条第４項の規定に基づき離農届を提出します。

※下線部は、交付期間及び同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 離農日 | 年　　　月　　　日 |
| 離農理由 |  |

添付書類

・廃業届

・経営資産の売却日の証明書

・生産物の最終出荷日がわかる伝票 等

別紙様式第９号

住 所 等 変 更 届

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第１２条第２項の規定に基づき住所等変更届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 氏名住所電話番号その他（　　　） |
| 変更後 | 氏名住所電話番号その他（　　　） |

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許所、パスポート等の写し）

別紙様式第１０号

就 農 中 断 届

　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

住所

　　氏名

京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第１２条第３項の規定に基づき就農中断届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 就農中断予定期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 中断理由 |  |
| 就農再開に向けたスケジュール | 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |

別紙様式第１１号

就 農 再 開 届

　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

住所

　　氏名

京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第１２条第３項の規定に基づき就農再開届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 就農中断期間 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 就農再開日 | 年　　月　　日 |
| 要就農継続残期間 | 就農再開日　～　　年　　月　　日 |

別紙様式第１２号

返還免除申請書

　　年　　月　　日

　（宛先）京都市長

住所

氏名

京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第１３条の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 返還免除を申請する理由 |  |

別紙様式第１３号（第１６条関係）

番　　　号

年　　月　　日

農業次世代人材投資資金交付（不交付）決定通知書

　〈　受　給　者　〉　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　京都市農業次世代人材投資資金交付要綱 第８条の規定に基づき、　年　月　日付けで交付申請のあった標記の件について、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

記

１　交付予定額の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  交付対象期間 | 　　年　　月　　日 ～ 　　年　　月　　日 |  |
|  今回交付する資金の対 象期間 | 　　年　　月　　日 ～ 　　年　　月　　日 |  |
|  交付金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |

２　遵守事項

　⑴　農業経営の休止、又は中止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。

　⑵　平成２８年度以前の採択者は、交付期間内及び交付期間終了後３年間、毎年７月末及び１月末までにその直前の６箇月の就農状況報告を市長に報告しなければなりません。また、平成２９年度以降の採択者は、交付期間中、毎年７月末及び１月末までにその直前の６箇月の就農状況報告を市長に報告するとともに、交付期間終了後５年間（要綱第１２条第４項の手続きを行い、就農を中断した場合は就農中断期間を除いて５年間とする。）、毎年７月末及び１月末までにその直前の作業日誌を市長に提出しなければなりません。

　⑶　平成２８年度以前の採択者は、交付期間内及び交付期間終了後３年間、平成２９年度以降の採択者は交付期間内及び交付期間終了後５年間に居住地等を変更した場合は、変更後１箇月以内に住所等変更届を市長に提出しなければなりません。

　⑷　平成２８年度以前の採択者は交付期間終了後３年間、平成２９年度以降の採択者は交付期間終了後５年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後１箇月以内に離農届を市長に提出しなければなりません。

　⑸　次のいずれかに該当するときは、資金の交付を停止します。

　　ア　交付要件を満たさなくなったとき。

　　イ　農業経営を中止したとき。

　　ウ　農業経営を休止したとき。

　　エ　⑵、⑶の報告を行わなかったとき。

　　オ　⑵の就農状況に基づく現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した

　　　とき。

　　カ　令和２年度以前の採択者は前年の総所得（農業経営開始後の所得に限る。）が350万円以上（資金を除く。）、令和３年度以降の採択者は前年の世帯全体の所得が600万円を超えたとき。

　　キ　中間評価により、令和２年度以前の採択者はＣ評価、令和３年度以降の採択者はＢ評価と判

断されたとき。

　⑹　次のいずれかに該当するときは、資金の返還を命じます。

　　ア　⑸のアからオに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月も含む。）の資金を月単位で返還しなければなりません。ただし、アに該当する場合で、病気や災害等のやむを得ない事情として、市長が認めた場合は、この限りではありません。

　　イ　虚偽の申請等を行った場合は、資金の全額を返還しなければなりません。

　　ウ　平成２９年度以降の採択者について、交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還しなければなりません（中間評価によりＣ評価相当とされた者を除く。）。

　⑺　交付申請に関する証拠書類は、資金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して５年

間保管しなければなりません。

　⑻　交付対象者は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱、京都府農業次世代人材投資事業実施要領、京力農場プラン作成事業等実施要領、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、京都市農業次世代人材投資資金交付要綱の定めに従わなければなりません。

※不交付の場合

１　この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都

　市長に対して審査請求をすることができます。

　　ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、

　審査請求をすることができなくなります。

２　この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

別紙様式第１５号（第１９条関係）

番　　　号

年　　月　　日

農業次世代人材投資資金中間評価結果通知書

　〈　受　給　者　〉　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　京都市農業次世代人材投資資金交付要綱第１９条の規定に基づき実施した中間評価の結果について、下記のとおり通知します。

記

　１　実　施　日　　　　　　　　年　　月　　日

　２　判　定　年　　　　交付　　　年目終了時

　３　中間評価結果　　　判定　＜　該当評価を記載　＞

　４　中間評価の詳細　　別紙「中間評価シート」のとおり